

京都市高齢者福祉措置実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定措置

第1節 特定措置の実施（第3条～第13条）

第2節 特定措置の解除（第14条～第16条）

第3章 一般措置

第1節 日常生活用具給付措置（第17条～第20条）

第2節 養護老人ホーム入所措置（第21条～第25条）

第3節 一般措置の解除等（第26条～第28条）

第4章 措置の決定等についての不服申立（第29条）

第5章 雑則（第30条～第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市老人福祉法施行細則（以下「市細則」という。）第1条及び第2条の規定及び京都市老人福祉措置費徴収規則（以下「市徴収規則」という。）第6条の規定に基づき、老人福祉法（以下「法」という。）第10条の4第1項及び第2項並びに法第11条第1項の規定による措置（同項第3号に掲げるものを除く。以下同じ。）の実施及び法第11条第1項の規定による措置に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本市における法第10条の4第1項若しくは第2項又は法第11条第1項の規定による措置の実施については、法令（市細則及び市徴収規則を含む。）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「支援対象高齢者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本市の区域内に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは現在地。以下「居住地等」という。）を有している65歳以上の者で、日常生活を支援する必要があるもの（以下「第1号支援対象高齢者」という。）
- (2) 本市の区域内に居住地等を有している40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害があるため、日常生活を支援する必要があるもの（以下「第2号支援対象高齢者」という。）
- (3) 本市の区域内に居住地等を有している65歳未満の者であって、特に日常生活を支援する必要があると福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めるもの

2 この要綱において、「要介護者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 要介護者（介護保険法第7条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）

- (2) 要支援者（介護保険法第7条第4項に規定する要支援者をいう。以下同じ。）
- (3) 事業対象者（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定するその他厚生労働省令で定める被保険者をいう。以下同じ。）

3 この要綱において、「特定措置事由」とは、法第10条の4第1項各号及び法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由に該当するものとして規定する次の各号に掲げる事由をいう。

(1) その者が、その者の家族等から虐待を受けていること、又は無視されていること（以下「第1号特定措置事由」という。）。

(2) その者が、認知症その他の理由により、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3に規定する指定事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）又は同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設（以下「特別養護老人ホーム」という。）との契約の当事者となることが著しく困難であると認められる状態にあり、かつ、その者に民法第8条の規定による成年後見人その他の代理人（以下「成年後見人等」という。）がないこと（以下「第2号特定措置事由」という。）。

4 この要綱において、「特定介護サービス利用困難者」とは、特定措置事由に該当することにより、次の各号に掲げる介護保険法によるサービス（以下「特定介護サービス」という。）を利用することが著しく困難である者をいう。

(1) 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問介護等サービス」という。）

(2) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業及び同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護等サービス」という。）

(3) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び同法第8条の2第7項

に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等サービス」という。）

(4) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等サービス」という。）

(5) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等サービス」という。）

(6) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第27項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設等サービス」という。）

(7) 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービス

5 この要綱において、「特定措置」とは、次の各号に掲げるものをいい、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問介護特定措置 次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第1号に規定する措置で、訪問介護等サービスに相当するものをいう。

(2) 通所介護特定措置 次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第2号に規定する措置で、通所介護等サービスに相当するものをいう。

(3) 短期入所生活介護特定措置 次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第3号に規定する措置で、短期入所生活介護等サービスに相当するものをいう。

(4) 小規模多機能型居宅介護特定措置 次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第4号に規定する措置で、小規模多機能型居宅介護等サービスに相当するものをいう。

(5) 認知症対応型共同生活介護特定措置 次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第5号に規定する措置で、認知症対応型共同生活介護等サービスに相当するものをいう。

(6) 複合型サービス特定措置 次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第6号に規定する措置で、複合型サービスに相当するものをいう。

(7) 特別養護老人ホーム入所特定措置 次条第2項の規定に該当する者に対して法第11条第1項の規定により実施する同項第2号に規定する措置で、介護福祉施設等サービスに相当するものをいう。

6 この要綱において、「居宅生活支援特定措置」とは、前項第1号から第6号までに掲げる特定措置をいう。

7 この要綱において、「一般措置」とは、次の各号に掲げるものをいい、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日常生活用具給付措置 法第10条の4第2項の規定により、日常生活用具を給付

する措置をいう。

- (2) 養護老人ホーム入所措置 法第11条第1項の規定により実施する同項第1号に規定する措置をいう。

第2章 特定措置

第1節 特定措置の実施

(特定措置の対象者)

第3条 居宅生活支援特定措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当すると所長が認める者とする。

- (1) 第1号支援対象高齢者又は第2号支援対象高齢者であること。
- (2) 特定介護サービス利用困難者であること。
- (3) 要介護者等であること。
- (4) 居宅（法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム等」という。）における居室を含む。以下この章において同じ。）において日常生活を営んでいるものであること。

2 特別養護老人ホーム入所特定措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当すると所長が認める者とする。

- (1) 第1号支援対象高齢者又は第2号支援対象高齢者であること。
- (2) 特定介護サービス利用困難者であること。
- (3) 要介護者であること。
- (4) 居宅生活支援特定措置を実施しても、なお日常生活の維持が見込まれない者であること。

(手続の開始等)

第4条 所長は、特定措置を受けようとする者若しくはその者の親族その他の関係者からの申出に基づき、又は職権により特定措置の実施に関する手続を開始するものとする。

2 前項に規定する申出は、特定措置を受けようとする者の居住地等を管轄する所長に措置申出書（第1号様式）を提出して行うものとする。

3 前項の規定による申出は、京都市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を経由して行うことができるものとする。この場合における申出の効力は、当該包括支援センターへ措置申出書が提出されたときに生じるものとする。

4 措置申出書の提出を受けた包括支援センターは、速やかに当該措置申出者を特定措置を受けようとする者の居住地等を管轄する福祉事務所に送付するものとする。

(生活状況等の調査)

第5条 所長は、特定措置を実施しようとするときは、当該特定措置の実施に関し必要な限度において、福祉事務所の職員若しくは前条第3項の規定により措置申出書を受け取った包括支援センターの職員に、特定措置に係る者の生活状況その他の特定措置を実施するについて必要な事項を調査させるものとする。

2 所長は、特定措置に係る者が正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒んだときは、特定措置を実施しないことがあるものとする。

(要介護認定等の手続の依頼等)

第6条 所長は、特定措置を実施しようとするときは、特定措置に係る者の住所を管轄する区の区長（その者の住所が本市の区域内にないときあつては、その者の居住地等を所管するもの）に対し、その者につき介護保険法第27条の規定による手続、同法第32条の規定による手続又は京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱「以下「総合事業実施要綱」という。」第20条の規定による手続（以下「要介護認定等の手続」という。）を行うことを要介護認定手続依頼書（第2号様式）により依頼するものとする。この場合における所長の依頼は、同法第27条第1項、同法第32条第1項の規定による被保険者による申請又は総合事業実施要綱第20条第2項の規定による事業対象者による届出と同等の効力があるものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた区長（以下「受託区長」という。）は、介護保険法第27条第1項、同法第32条第1項の規定による被保険者の申請又は総合事業実施要綱第20条第2項の規定による事業対象者による届出により開始するもの同一の方法により要介護認定等の手続に関する事務を処理するものとする。

3 受託区長は、介護保険法第27条第5項、同法第32条第4項の規定による認定審査会の審査及び判定の結果の通知（同法第35条第1項の規定による通知を含む。以下同じ。）を得たとき又は事業対象者であることを確認したときは、速やかにその内容を前条の規定により要介護認定等の手続を依頼した所長に報告するものとする。

4 所長は、第2項に規定する要介護認定等の手続の過程において、必要と認めるときは、福祉事務所の職員に当該手続の状況を監理させるものとする。

(居宅生活支援特定措置の決定)

第7条 所長は、第5条第1項の規定による調査の結果及び前条第3項の規定による報告により、特定措置に係る者が第3条第1項各号の規定に該当していると認めるときは、措置決定書（第3号様式）により、居宅生活支援特定措置を実施することを決定し、その者が同項各号の規定に該当していると認めないときは、当該措置を実施しないことを決定するものとする。

2 所長は、居宅生活支援特定措置に係る者が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる措置を実施しないことを決定することができるものとする。

(1) その者又はその者の居宅にいる者が次のいずれかに該当しているとき。 訪問介護特定措置

ア 介護を行うために派遣される者に対し暴行、脅迫その他これらに類する行為を行うことが明白であるとき。

イ 当該特定措置を実施することが適当でないと所長が認めたとき。

(2) その者が次のいずれかに該当しているとき。 通所介護特定措置及び短期入所生活介護特定措置

ア その者が利用することとなる施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼすことが明白であるとき。

イ 医療法第1条の2に規定する病院その他の医療提供施設（以下「病院等」という。）に入院しているとき（外出又は外泊の許可を得てその者がその者の居宅にいる場合を含む。以下同じ。）、又は医師がその者につき入院する必要がある旨の診断をしているとき。

ウ 当該措置を実施することが適当でないと所長が認めたとき。

(3) その者が次のいずれかに該当しているとき。 小規模多機能型居宅介護特定措置
ア 介護を行うために派遣される者に対し暴行、脅迫その他これらに類する行為を行うことが明白であるとき。

イ その者が利用することとなる施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼすことが明白であるとき。

ウ 病院等に入院しているとき、又は医師がその者につき入院する必要がある旨の診断をしているとき。

エ 当該措置を実施することが適当でないと所長が認めたとき。

(4) その者が次のいずれかに該当しているとき。 認知症対応型共同生活介護特定措置
ア 暴力行為、自傷行為その他の共同生活を営むことが著しく困難であると認められる行為が見られるとき。

イ 当該特定措置を実施する施設において共同生活を営むことが適当でないと所長が認めるとき。

(5) その者が次のいずれかに該当しているとき。 複合型サービス特定措置

ア 介護を行うために派遣される者に対し暴行、脅迫その他これらに類する行為を行うことが明白であるとき。

イ その者が利用することとなる施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼすことが明白であるとき。

ウ 病院等に入院しているとき、又は医師がその者につき入院する必要がある旨の診断をしているとき。

エ 当該措置を実施することが適当でないと所長が認めたとき。

（特別養護老人ホーム入所特定措置の決定）

第8条 所長は、第5条第1項の規定による調査の結果及び第6条第3項の規定による報告により、特定措置に係る者が第3条第2項の規定に該当していると認めるときは、措置決定書（第3号様式）により、特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することを決定し、その者が同項の規定に該当していると認めないときは、当該措置を実施しないことを決定するものとする。

2 所長は、特別養護老人ホーム入所特定措置に係る者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム入所特定措置を実施しないことを決定することができるものとする。

(1) 病院等に入院しているとき、又は医師がその者につき入院する必要がある旨の診断をしているとき。

(2) その他当該特別養護老人ホームに入所することが適当でないと所長が認めるとき。

(居宅サービス計画の作成等の依頼等)

第9条 所長は、第7条第1項の規定により居宅生活支援特定措置を実施することを決定したときは、指定居宅介護支援事業者（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成すること、若しくは指定介護予防支援事業者（同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）に同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）を作成すること、又は包括支援センターに同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を実施することを居宅・施設サービス計画作成等依頼書（第4号様式。以下「計画作成依頼書」という。）により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は包括支援センターは、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成又は介護予防ケアマネジメントを実施するときは、第2条第4項第1号から第5号までに掲げる特定介護サービスにより、その者の居宅における生活の維持及び向上に資すると認められるものをその者に係る介護保険法第43条第2項の規定による居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、同法第55条の規定による介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は総合事業実施要綱第16条の規定による支給限度額を限度として作成するものとする。この場合において、所長は、必要と認めるときは、福祉事務所の職員に居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントの実施を監理させるものとする。

3 第1項の規定による依頼を受けた指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は包括支援センターは、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成又は介護予防ケアマネジメントを実施したときは、速やかに当該計画を記載した書面を所長に提出し、所長の承認を受けるものとする。

4 前項に規定する居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（所長が適切なものであると承認したものに限る。）は、第12条第1項に規定する居宅生活支援特定措置実施計画とみなす。

(施設サービス計画等の作成の依頼等)

第10条 所長は、第8条第1項の規定により特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することを決定したときは、特別養護老人ホームの介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）に同法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画又は同条第26項に規定する施設サービス計画（以下「施設サービス計画等」という。）を作成することを計画作成依頼書により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた特別養護老人ホームの介護支援専門員は、施設サービス計画等を作成するときは、当該特別養護老人ホームにおける当該特定措置に係る者の生活の維持及び向上に資すると認められるものを作成するものとする。この場合におい

て、所長は、必要と認めるときは、福祉事務所の職員に施設サービス計画等の作成を監理させるものとする。

- 3 第1項の規定による依頼を受けた特別養護老人ホームは、施設サービス計画等を作成したときは、速やかに当該計画を記載した書面を所長に提出し、所長の承認を受けなければならないものとする。

(決定等の通知)

第11条 所長は、第7条第1項の規定により居宅生活支援特定措置の実施に関する決定をしたときは、その旨を措置決定等通知書（第5号様式。以下「通知書」という。当該決定が措置を実施する旨の決定であるときにあつては、次条第1項に規定する居宅生活支援特定措置実施計画を記した書面を添付した通知書）により、当該支援対象高齢者及び当該特定措置に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は包括支援センター（当該決定が措置を実施する旨の決定であるときにあつては、これらの者に加えて当該特定措置を実施することとなる指定居宅サービス事業者等）に通知するものとする。

- 2 所長は、第8条第1項の規定により特別養護老人ホーム入所特定措置の実施に関する決定をしたときは、その旨を通知書により、当該支援対象高齢者及び当該措置を実施することとなる特別養護老人ホームに通知するものとする。

(特定措置の実施等)

第12条 所長は、第7条第1項の規定により居宅生活支援特定措置を実施することを決定したときは、その者につき居宅生活支援特定措置の実施に関する計画（以下「居宅生活支援特定措置実施計画」という。）を定め、同計画に基づき当該特定措置を実施し、又は措置等委託書（第6号様式）により指定居宅サービス事業者等に当該特定措置の実施を委託するものとする。

- 2 所長は、第8条第1項の規定により特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することを決定したときは、当該特定措置を実施し、又は措置等委託書（第6号様式）により特別養護老人ホームに当該特定措置の実施を委託するものとする。

- 3 前2項の規定により特定措置の実施を委託された指定居宅サービス事業者等及び特別養護老人ホームの長は、当該委託に係る特定措置の実施の諾否を措置受託等回答書（第7号様式）により当該所長に回答しなければならない。

(緊急時の特例)

第13条 所長は、第3条に規定する者につき、緊急に特定措置を実施する必要があると認めるときは、第6条から第11条までに規定する手続を経ずに、及び居宅生活支援特定措置実施計画を定めずに、当該特定措置を実施する。

- 2 前項の規定により緊急に実施する特定措置は、訪問介護特定措置及び短期入所生活介護特定措置とする。

- 3 所長は、前2項の規定により緊急に特定措置を実施したときは、当該特定措置を実施した後速やかに第6条から第11条までに規定する手続を行わなければならない。

第2節 特定措置の解除

第14条 所長は、特定措置に係る者が本市の区域を越えて居住地等に移したときは、当該特定措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定するものとする。

2 所長は、特定措置に係る者又はその者の成年後見人等（その者に係る特定措置事由が2号特定措置事由であるときに限る。）から当該特定措置の解除の申出があったときは、当該特定措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定することができるものとする。

第15条 所長は、特定措置に係る者が次の各号のいずれかに該当していることを確認したときは、当該特定措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定するものとする。

(1) 特定介護サービス利用困難者でなくなったこと。

(2) 居宅生活支援特定措置に係る者にあつては、第3条第1項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当しなくなったこと。

(3) 特別養護老人ホーム入所特定措置に係る者にあつては、第3条第2項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当しなくなったこと。

2 所長は、居宅生活支援特定措置に係る者が第7条第2項各号のいずれかに該当していると認めるときは、当該各号に掲げる状況の区分に応じ当該各号に掲げる特定措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定することができるものとする。

3 所長は、特別養護老人ホーム入所特定措置に係る者が第8条第2項各号のいずれかに該当していると認めるときは、当該特定措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定することができるものとする。

4 所長は、特定措置に係る者が第5条第1項の規定による調査又は要介護認定等の手続の過程において、虚偽の申告をしていたことが明らかとなったときは、当該特定措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定することができるものとする。

（解除理由の説明等）

第16条 所長は、前条の規定により特定措置を解除しようとするときは、法第12条の規定により、当該特定措置に係る者に対し措置の解除の理由について説明するとともにその者の意見を聴かなければならない。この場合における措置の解除の理由の説明等の具体的な手続は、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成6年9月27日厚生省令第62号）に定めるところによる。

2 所長は、第14条又は前条の規定により特定措置の解除を決定したときは、解除の理由を付してその旨を通知書により当該特定措置に係る者及び当該措置の実施を委託していた指定居宅サービス事業者等若しくは特別養護老人ホームに通知するものとする。

第3章 一般措置

第1節 日常生活用具給付措置

（日常生活用具給付措置により給付する物品等）

第17条 日常生活用具給付措置により給付する物品は、次の表の左欄に掲げるものとし、給付する物品の数は、同表の左欄に掲げる物品の区分に応じ同表の右欄に掲げる数以下とする。

電 磁 調 理 器	1 台
自 動 消 火 器	1 台

2 日常生活用具給付措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると所長が認める支援対象高齢者とする。

(1) 電磁調理器 次に掲げる要件

ア その者が生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているもの（以下「被保護者等」という。）であること、又はその者が属する世帯の生計中心者の前年所得に係る市民税（当該措置に係る手続を開始した日が1月から6月までの間に属する場合において、当該生計中心者の前年所得に係る市民税が非課税である旨を証するものがないときにあっては、前々年所得に係る市民税）が非課税であること。

イ その者が、次に掲げる世帯（常に1日のうち8時間以上これらと同等の状態になることが明らかな世帯を含む。以下「単身高齢者世帯等」という。）のいずれかに属している者であること。

(ア) その者だけで構成される世帯

(イ) 支援対象高齢者（その者を含む。）及び65歳以上の者だけで構成される世帯

(ウ) 支援対象高齢者（その者を含む。）及びその者の介護ができる状態にない者だけで構成される世帯

ウ その者が、次のいずれかに該当していると所長が認める者であること。

(ア) 要介護者等で、電磁調理器以外の調理器を使用すれば火災を発生させるおそれがある者であること

(イ) 認知症その他の理由により電磁調理器以外の調理器を使用すれば火災を発生させるおそれがある者であること

エ その者が、次に掲げる施設に入院、入居又は入所している者でないこと。

(ア) 病院等

(イ) 養護老人ホーム等

(ウ) 認知症対応型共同生活介護実施施設

(エ) 特定施設

(オ) 介護保険施設

(2) 自動消火器 次に掲げる要件

ア その者が被保護者等であること、又はその者が属する世帯の生計中心者の前年所得に係る市民税（当該措置に係る手続を開始した日が1月から6月までの間に属する場合において、当該生計中心者の前年所得に係る市民税が非課税である旨を証するものがないときにあっては、前々年所得に係る市民税）が非課税であること。

イ その者が、単身高齢者世帯等に属している者であること。

ウ その者が、次のいずれかに該当していると所長が認める者であること。

- (ア) 要介護者等で、火災の際に機敏な行動を取ることが困難であるもの
- (イ) 身体上若しくは精神上の障害により、火災の際に機敏な行動を取ることが困難であるもの

エ その者が、次に掲げる施設に入院、入居又は入所している者でないこと。

- (ア) 病院等
- (イ) 養護老人ホーム等
- (ウ) 有料老人ホーム等
- (エ) 認知症対応型共同生活介護実施施設
- (オ) 介護保険施設

3 所長は、日常生活用具給付措置を実施する場合において、当該措置に係る者に居宅生活支援特定措置実施計画があるときは、その計画に日常生活用具給付措置により給付した物の名称を記載するものとする。

(手続の開始等の規定の準用)

第18条 第4条の規定は、日常生活用具給付措置等の手続の開始及び措置申出書の提出について、第5条の規定は、日常生活用具給付措置等に関する生活状況等の調査について準用するものとする。

(給付等の決定等)

第19条 所長は、前条において準用する第5条第1項の規定による調査の結果により、当該支援対象高齢者が第17条第2項各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、当該各号に掲げる物品を給付することを決定し、その者が同項各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると認めないときは、当該各号に掲げる物品を給付しないことを措置決定書（第3号様式）により決定するものとする。

2 所長は、前項の規定により日常生活用具給付措置実施に関する決定をしたときは、その旨を通知書により、当該支援対象高齢者に通知するものとする。

(給付等の実施等)

第20条 所長は、前条第1項の規定により日常生活用具給付措置を実施することを決定したときは、別に定めるところにより、第17条第1項に掲げる表の左欄に掲げる物品を各支援対象高齢者ごとに1の物品につき1回を限度として給付するものとする。ただし、当該物品に瑕疵があるとき、若しくは当該支援対象高齢者の責めに帰すことのできない事由により当該物品を使用することができなくなったときは、この限りでない。

2 第17条第1項に規定する物品等は、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる額以下のもので、同表の右欄に掲げる性能を有するものとする。

第2節 養護老人ホーム入所措置

(養護老人ホーム入所措置の対象者等)

第21条 養護老人ホーム入所措置を受けることができる者は、養護老人ホーム入所基準（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」（以下「入所指針通知」という。）第5の1(1)

及び(2)に規定する養護老人ホームに係る入所措置の基準をいう。以下同じ。)に該当していると所長が認める支援対象高齢者とするものとする。

2 養護老人ホーム入所措置の実施については、この要綱に定めのあるもののほか、市細則及び入所指針通知の定めるところによるものとする。

(手続の開始等の規定の準用)

第22条 第4条の規定は、養護老人ホーム入所措置の手続の開始、措置申出書の提出について、第5条の規定は、養護老人ホーム入所措置に関する生活状況等の調査について準用するものとする。

(入所判定委員会の意見の聴取)

第23条 所長は、次条第1項の規定により養護老人ホーム入所措置の実施に関する決定をしようとするときは、あらかじめ、前条において準用する第5条の規定による調査を行った者が作成した老人ホーム入所判定審査票(京都市老人ホーム入所判定委員会及び入所判定審査会の設置、運営に関する要綱(以下「入所判定委員会要綱」という。)第2条に規定する老人ホーム入所判定審査票をいう。)により、入所判定委員会(入所判定委員会要綱の規定による老人ホーム入所判定委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならないものとする。

2 所長は、次条第2項の規定により養護老人ホーム入所措置の継続に関する決定をしようとするときは、当該措置を委託している養護老人ホームが作成した老人ホーム入所者状況報告書(入所判定委員会要綱第9条の規定に基づき定められた入所判定委員会の運営等の事務要領4(1)に規定する老人ホーム入所者状況報告書をいう。)により、入所判定委員会の意見を聴かなければならないものとする。

(措置の決定等)

第24条 所長は、入所判定要綱第2条第1項の規定による報告が養護老人ホーム入所措置を必要と認めるものであるときは、当該措置を実施することを決定し、必要と認めるものでないときは、当該措置を実施しないことを措置決定書(第8号様式)により決定するものとする。

2 所長は、入所判定要綱第2条第1項の規定による報告が養護老人ホーム入所措置の継続を必要と認めるものであるときは、当該措置を継続することを決定し、必要と認めるものでないときは、当該措置を継続しないことを措置決定書(第8号様式)により決定するものとする。

3 第11条第2項の規定は、養護老人ホーム入所措置に関する決定の通知について準用するものとする。

(養護老人ホーム入所措置の実施)

第25条 所長は、前条第1項の規定により養護老人ホーム入所措置を実施することを決定したときは、措置委託書(第6号様式)により養護老人ホームに当該措置を実施を委託するものとする。

2 所長は、前条第2項の規定により養護老人ホーム入所措置の継続を決定したときは、措置委託書(第6号様式)により当該継続に係る措置を委託していた養護老人ホームに

継続して当該措置の実施を委託するものとする。

- 3 前2項の規定により措置の実施を委託された養護老人ホームの長は、当該委託に係る措置の実施の諾否を措置受託等回答書（第7号様式）により当該所長に回答しなければならない。

第3節 一般措置の解除等

第26条 所長は、一般措置に係る者（日常生活用具給付措置により物品の給付を受けた者を除く。以下この条において同じ。）が本市の区域を越えて居住地等に移したときは、当該一般措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定するものとする。

- 2 所長は、一般措置に係る者又はその者の成年後見人等（当該一般措置に係る者が2号特定措置事由に該当するときに限る。）から当該一般措置の解除の申出があったときは、当該一般措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定することができるものとする。

- 3 所長は、一般措置に係る者が第18条又は第22条の規定において準用する第5条の規定による調査の過程において、虚偽の申告をしていたことが明らかとなったときは、当該一般措置の解除を措置決定書（第3号様式）により決定することができるものとする。

（給付物品の返還等）

第27条 所長は、日常生活用具給付措置に係る者が第18条の規定において準用する第5条の規定による調査において、虚偽の申告をしたことが明らかになったときは、日常生活用具給付措置により給付した物品の返還を命じること、その他の必要な措置を講じることができるものとする。

（解除理由の説明等）

第28条 第16条の規定は、一般措置の解除に関する説明について準用するものとする。

第4章 措置の決定等についての不服申立

第29条 この要綱に基づく所長の決定又は不作為について不服のある者は、行政不服審査法の規定による不服申立を、同法の規定により行うことができる。

- 2 前項の規定は、何人に対しても不服申立に関する新たな権利を付加し、又は制限するものではない。

第5章 雑則

（特定措置等に要する費用の徴収）

第30条 特定措置及び養護老人ホーム入所措置に要する費用の徴収については、市徴収規則の定めるところによる。

（日常生活用具給付措置等に要する費用の支弁）

第31条 日常生活用具給付措置に要する費用は、本市が支弁する。

（葬祭の委託等）

第32条 所長は、法第11条第2項の規定により特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに葬祭を委託するときは、措置等委託書（第6号様式）により当該特別養護老人ホーム又は養護老人ホームの長に委託するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた特別養護老人ホーム又は養護老人ホームの長は、その諾否を措置受託等回答書（第7号様式）により当該所長に回答しなければならない。

（事情変更の届出）

第33条 特定措置若しくは一般措置に係る者（以下「特定措置に係る者等」という。）又はそれらの者の親族その他の関係者は、特定措置に係る者等が次の各号のいずれかに該当したとき、又は措置申出書の記載事項に変更があったときは、速やかに当該特定措置又は一般措置の実施を決定した所長に届け出るものとする。

- (1) 特定介護サービス利用困難者でなくなったとき。
- (2) 病院等への入院が1月を超えると見込まれるとき。
- (3) 居宅生活支援特定措置に係る者にあつては、居宅（特定施設以外の有料老人ホーム等における居室を含む。）において日常生活を営むことがなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該特定措置又は一般措置を受ける必要がなくなったとき。

2 所長は、前項の規定による届出があつた場合において、特定措置若しくは一般措置を変更し、又は解除する必要があると認めるときは、速やかに措置を変更し、又は解除するものとする。

3 所長は、前項の規定により特定措置又は一般措置を変更したときは、速やかにその旨を通知書により当該措置に係る者及び当該措置の実施を委託していた指定居宅サービス事業者又は特別養護老人ホーム若しくは養護老人ホームに通知するものとする。

（市内移転した者の取扱い）

第34条 所長は、特定措置に係る者等が福祉事務所の所管区域を越えて他の福祉事務所の所管区域（本市の区域内にある福祉事務所に限る。）に居住地等を移したことを知ったときは、速やかに移転後の居住地等を所管する所長にその旨を連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡を受けた所長は、速やかに当該連絡に基づき当該特定措置に係る者につき必要な事務を行うものとする。

（補則）

第35条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（要綱の廃止）

2 この要綱の施行に伴い、次の各号に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 京都市家庭奉仕員派遣事業実施要綱及び京都市老人・障害者家事介護援助員派遣事業実施要綱
- (2) 京都市老人デイサービス事業実施要綱
- (3) 京都市在宅高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱
- (4) 京都市老人短期入所運営事業実施要綱

(5) 京都市痴ほう対応型老人共同生活援助事業実施要綱

(6) 京都市重度身心障害児者及び老人日常生活用具給付等要綱

(従前の措置の効力等)

3 平成12年3月31日までに介護保険法施行法の規定により改正される前の法（以下「改正前の法」という。）第10条の4第1項又は法第11条第1項の規定による措置を受けている者で、第4条の規定に該当しないものに係る当該措置の効力は、介護保険法施行法の規定により改正された法の施行により、その効力を失ったものとして取り扱うものとする。

4 平成12年3月31日までに改正前の法第10条の4第2項の規定による措置として特殊寝台、車いす又は移動用リフトの貸出しを受けていた者に係る当該措置の効力は、平成12年4月1日以降その効力を失ったものとして取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前の申請に係る別表の物品等の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前の申請に係る改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱第33条第3項の規定については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成16年4月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成16年3月31日までの申請に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日以前の申請に係る日常生活用具貸与措置決定があった者につ

いては、平成20年4月1日に施行された京都市高齢者福祉措置実施要綱第20条第2項の規定により利用の決定があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日以前の申請に係る日常生活用具貸与措置決定があった者については、平成20年6月30日までの間に西日本電信電話株式会社から請求があった、第33条第3項に規定する使用者が支払わなければならない費用のうち、通話料を除く費用の負担を要しないものとする。

4 前項及び第2項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日以前の申請に係る日常生活用具貸与措置決定があった者については、平成20年6月30日までの間に西日本電信電話株式会社から請求があった、第33条第3項に規定する使用者が支払わなければならない費用のうち、60度数を超える通話料を除く費用の負担を要しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成20年7月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成20年6月30日までの申請に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成21年7月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成21年6月30日までの申請に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成22年4月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成22年3月31日までの申請に係る措置のうち日常生活用具貸与措置については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までに日常生活用具貸与措置を受けた者が本市の区域内に移動した場合における日常生活用具貸与措置については、平成22年4月1日以後についても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成24年4月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成24年3月31日までの申請に係る措置のうち日常生活用具貸与措置については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに日常生活用具貸与措置を受けた者が本市の区域内に移動した場合における日常生活用具貸与措置については、平成24年4月1日以後についても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の申請に係る措置については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに日常生活用具貸与措置を受けた者が本市の区域内に移動した場合における日常生活用具貸与措置については、平成26年4月1日以後についても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。